（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九十四条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十四条の六　法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

（型式指定の申請）

第百二条　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七　申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ　品質管理の実施に係る組織

ロ　品質管理活動の計画

ハ　品質管理活動の実施

ニ　品質管理活動の評価

ホ　品質管理活動の改善

八　［略］

2　［略］

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4　［略］

（型式指定の変更の承認）

第百三条　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

［3・4　略］

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九十四条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十四条の六　［同上］

一　［同上］

イ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

（型式指定の申請）

第百二条　［同上］

［一～五　同上］

六　型式設計特定機器の設計の概要

七　申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　品質保証活動の計画

ハ　品質保証活動の実施

ニ　品質保証活動の評価

ホ　品質保証活動の改善

八　［同上］

2　［同上］

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4　［同上］

（型式指定の変更の承認）

第百三条　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

［3・4　同上］